

公益社団法人 日本臨床細胞学会

研修会・学術集会等で取得可能な細胞検査士資格更新単位認定の申請に関する施行細則

(単位の認定)

第1条 研修会・学術集会等において細胞検査士資格更新単位を取得するには、原則として事前申請が必要である。

本法人の認定する連合地域連携組織の学術集会 JSC15 単位 IAC 単位は実施時間に準ずる
本法人の認定する都道府県地域連携組織の学術集会 JSC10 単位 IAC 単位は実施時間に準ずる
その他の研修会 主催問わず JSC 単位, IAC 単位共に実施時間に準ずる

(申請方法)

第2条 原則として開催日の1カ月前までに単位申請を行わなければならない。

事前に単位申請書と研修会プログラムを事務局へ提出する。

単位申請書には申請者情報、研修会名、日時、会場、研修会責任者、企画・実施者、主催、鏡検時間の明記を必須とし、プログラムには演題名、演者名、時間配分など詳細な内容を明記すること。なお、いかなる理由でも開催終了後の事後申請は認められない。

(申請条件)

第3条 細胞診専門医または細胞検査士の資格取得後5年以上経過した正会員2名以上が企画及び実施に関与すること。

2 実施時間は2時間以上であること、それ未満の場合には単位は付かない。

(単位の付与)

第4条 複数日に渡って開催される研修会については、日ごとに単位を発行する。

(単位認定の承認)

第5条 細胞検査士委員会委員長の承認を経て単位を認定する。

(開催後の報告)

第6条 開催後は以下の参加者報告書フォームを事務局へ提出しなければならない。

参加者報告書フォームは事前に事務局から申請者に送付される。参加者を記録し、開催終了後には参加者名簿として事務局に提出する。

オンライン参加者の記録には参加者報告書フォームは使用しなくてもよいが、会員番号、氏名などの情報を揃えたリストの提出は必須とする。

また、申請時に提出したプログラムから変更があった場合は、参加者報告書提出の際に変更後のプログラムを添えること。

(単位認定の取り消し)

第7条 終了から2カ月後までに参加者報告書フォームまたは参加者リストの提出がない場合は単位認

定を取り消す.

(参加証明書)

第8条 参加者には開催日, 研修会名, 単位数, 責任者印が入った参加証明書(紙媒体・電子媒体いずれも可)を配布すること.

(施行細則の変更)

第9条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない.

附 則

1. この施行細則は, 2025 年(令和 7 年)4 月 29 日から施行する.